

令和 5 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書															
(環境省 R5 - ⑧)															
施策名	目標 3-2 大気生活環境の保全										担当部局名	水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室 モビリティ環境対策課			
施策の概要	騒音・振動・悪臭の防止対策による大気生活環境の保全										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 6年 8月	
達成すべき目標	騒音・振動・悪臭の発生防止により、良好な大気生活環境を保全する。										政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全			
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)														
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
	1 騒音に係る環境基準達成状況(%)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-			-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の騒音の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
2 騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(%)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の自動車騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。	△		
3 航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の航空機騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。	△		
4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の新幹線騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。	×		

評価結果	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	○騒音に係る環境基準の達成状況は、近年、約90%で横ばいとなっている。引き続き目標達成に向けた取組が必要である。 ○自動車騒音について、道路に面する地域の騒音に係る環境基準の達成状況は、令和4年度は94.9%であり、目標達成に向け、今後の傾向について引き続き注視していく必要がある。 ○航空機騒音に係る環境基準の達成状況は、令和4年度は民間空港で88.5%、自衛隊等専用の飛行場（共用空港を含む）で88.2%であった。全体では88.3%であり、近年、緩やかに改善している。運航機種や本数等は時期や年度によって異なることから、今後の傾向について引き続き注視していく必要がある。 ○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況は、令和4年度は55.6%である。発生源対策は鉄道事業者等により取り組まれているが、土地利用対策が十分に進んでいないことが考えられることから、今後の傾向について引き続き注視していく必要がある。 ○振動に関する苦情件数は、近年横ばい傾向にあったものの、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うライフスタイルの変化を一因として、大きく増加した。令和4年度は前年より増加しており、引き続き苦情件数の減少に向けた取組が必要である。		
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 <		